

公立保育所将来ビジョン

～地域の子育て支援の拠点となる直営35か所の将来像～

令和8年3月
こども青少年局

目次

1	策定の趣旨	・・・1
2	大阪市の保育行政の変遷と新たな方向性	・・・1～4
3	地域の子育て支援の拠点としての公立保育所	・・・5
4	公立保育所が担うべき機能と役割	
	(1) 地域の多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実	・・・6～9
	(2) 関係機関と連携したセーフティーネットの強化	・・・10～11
	(3) 大阪市の保育施策の実践と検証、人材育成（大阪市全体の保育の質の向上へ）	・・・12～13
	(4) 災害発生時に備えた福祉的機能の強化と支援体制の確保	・・・14～15
5	働きやすい職場環境づくり	・・・16～17
6	機能と役割を果たせる施設環境の整備	・・・18～19
7	スケジュール	・・・20

1 策定の趣旨

近年、少子化が進行し、地域や家庭における養育力の低下、被虐待児童の増加など、こどもと子育て家庭をめぐる課題は多様化、深刻化しており、保育所に対しては、保育所利用者にとどまらない、すべてのこどもと子育て家庭への支援が求められているところであり、国が令和5年12月に閣議決定した「こども未来戦略」において、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援すること」が必要であると示されている。

大阪市の公立保育所においても、保育所を利用する児童や保護者への支援を中心にした「保育所」から、地域のニーズに応じた子育て支援の場としての「保育所」へ、保育所のあり方そのものが大きな転換期を迎えている。

また、近年、待機児童対策として民間保育所等の整備を進めた結果、運営経験の少ない保育所等が急増しており、大阪市全体の保育の質の向上に向けた取り組みもますます重要となっている。

このような社会の変化を踏まえ、直営保育所として残る35か所の公立保育所のすべてが地域の子育て支援の拠点として、担うべき機能と果たすべき役割を明確にするため、このビジョンを策定することとした。

2 大阪市の保育行政の変遷と新たな方向性

1 昭和時代の保育所

戦後、昭和22年に制定された児童福祉法により、保育所は児童福祉施設と位置づけられ、本市においても、昭和30年代より急速に保育所が発展し、昭和55年には、公立150か所、私立※1 153か所となった。※1 認可外保育施設を除く。

本市においては、その時代のニーズに応じ、公立保育所で乳児（0歳児）保育、障がい児保育等を他市に先駆けて積極的に実践するとともに、公私合同の保育研究発表会を開催するなど、公立・私立が相まって、保育行政の推進に取り組んできた。

2 待機児童対策と運営主体の多様化

平成10年代に入ると待機児童問題が大きな社会問題として表面化し、国においては待機児童対策として、平成11年度から規制が緩和され、株式会社なども保育所の設置が可能になった。

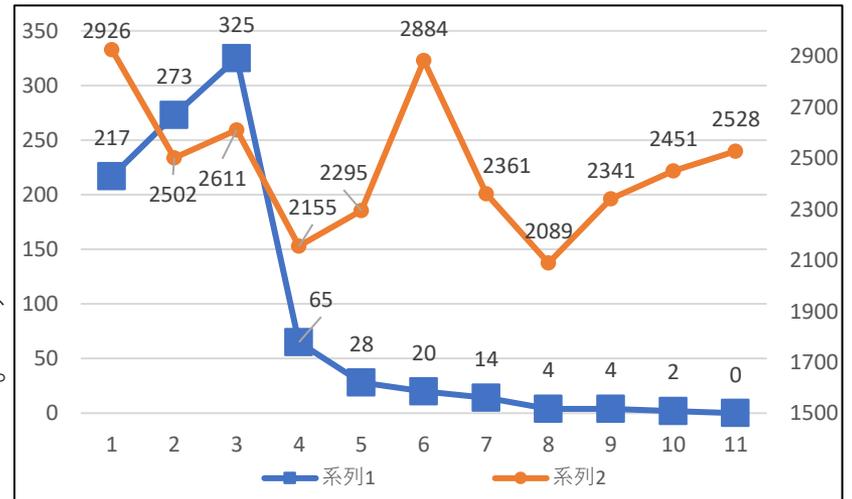
本市においても、待機児童解消を重点施策として取り組み、平成26年度より株式会社等にも保育所の設置を認めて民間保育所等の整備強化を図ったことや、平成27年4月の子ども・子育て支援法の施行により地域型保育事業が急増したこと、本市独自の人材確保策を大幅に拡充したことなどにより民間保育所等が大幅に増え、平成30年度以降、待機児童数は大幅に減少し、令和7年度においてはゼロとなったが、利用保留児童は依然として増加傾向にある。

○民間保育所等（認可外保育施設を含む）

H15年度末※2 200か所 ⇒ R7年4月 1,336か所

※2 H15年度末については、届出制実施前のため認可外保育施設を除く。

待機児童数・利用保留児童数の推移



2 大阪市の保育行政の変遷と新たな方向性

3 公立保育所の民営化

一方で、公立保育所については、「公立保育所再編整備計画」に基づき、平成16年度から民間委託に取り組んでいたが、その後、平成24年7月公表の「市政改革プラン」で、民間において成立している事業は、民間に任せることを基本として、セーフティーネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、原則民間移管を推進する方針が示された。

これを受けて、平成25年4月に「公立保育所新再編整備計画」を、令和4年3月に「公立保育所民営化推進計画」を策定して民間移管を進め、令和12年度末までに公立保育所（直営）を35か所にするをめざして、現在取り組みを進めており、平成15年度末に135か所あった公立保育所（直営）は、令和7年4月には50か所となっている。

○これまでの実績

平成15年度末	135か所
平成24年4月	81か所
令和4年4月	55か所
令和7年4月	50か所



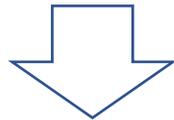
▲85か所
(委託、統廃合、
休廃止含む)

○今後の見込み

令和8年4月	46か所 (▲4か所 令和5年8月公表)
令和9年4月	42か所 (▲4か所 令和6年8月公表)
令和10年4月	39か所 (▲3か所 令和5年8月(1か所)・令和7年8月(2か所)公表)
令和13年4月	35か所 (令和8年度以降、▲4か所公表予定)

公立保育所（直営）の必要箇所数について

- 平成27年度～平成29年度 必要箇所数について、区長会議・こども教育部会で検討。
- 平成29年12月 平成26年度から28年度の支援を要する児童数をもとに算定した結果、セーフティーネットとしての公立保育所の必要性を考慮し、36か所の公立保育所（直営）が必要との結論に至った。



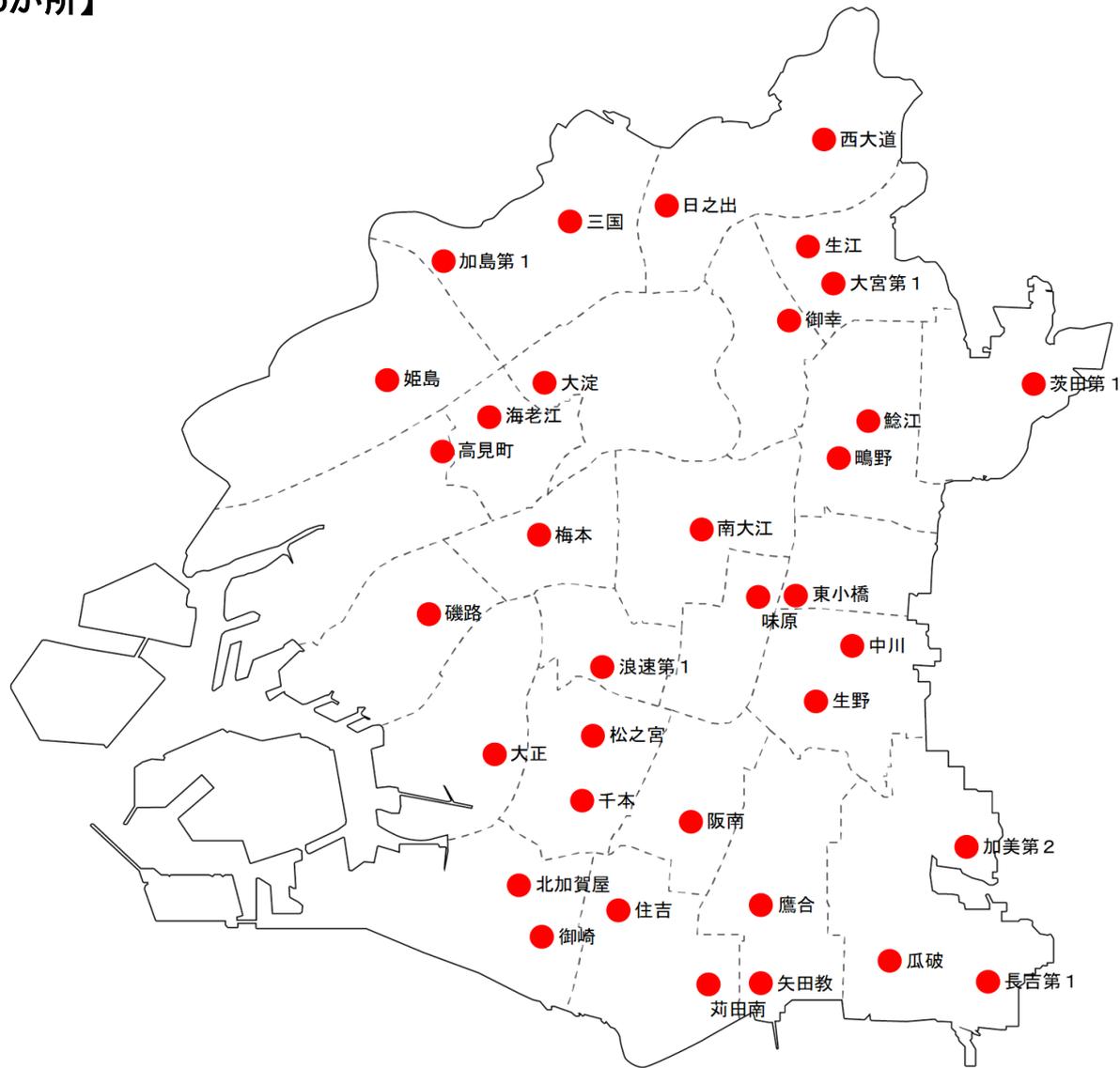
民営化の進捗が遅れていることから、民営化計画の実現可能性や公立保育所（直営）の箇所数（36か所）の見直しについて、市会より指摘あり。

- 令和3年11月～
令和4年3月 市会からの指摘を踏まえ、市長の指示のもと区長会議・こども教育部会で改めて検討することとし、直近3か年（平成30年度～令和2年度）の支援を要する児童数をもとに改めて必要箇所数を算定し、議論したうえで、公立保育所（直営）の必要箇所数を35か所とする公立保育所民営化推進計画の案を公表し、市会での議論を経て、令和4年3月に同計画を確定・公表した（市長決裁）。
- 令和6年3月 「新・市政改革プラン」が策定される
⇒「令和12年度末までに公立保育所（直営）35箇所をめざす『公立保育所民営化推進計画』の着実な推進を図る」ことを取り組みのひとつとする。

2 大阪市の保育行政の変遷と新たな方向性

【公立保育所（直営）として残る35か所】

項番	保育所名	所在区	所在地	築年数 (R7.4)
1	大淀	北	大淀中4-9-11	14
2	御幸	都島	御幸町2-7-13	59
3	海老江	福島	海老江6-1-9	53
4	高見町	此花	高見3-1-4	51
5	南大江	中央	農人橋1-1-2	50
6	梅本	西	本田1-4-50	49
7	磯路	港	磯路2-11-8	52
8	大正	大正	平尾2-23-5-101	45
9	味原	天王寺	味原町9-6	49
10	浪速第1	浪速	浪速東3-2-53	46
11	姫島	西淀川	姫島4-21-7	56
12	加島第1	淀川	加島1-32-17	55
13	三国	淀川	西宮原2-6-57	47
14	日之出	東淀川	東中島4-11-25	52
15	西大道	東淀川	大桐2-8-2-100	52
16	東小橋	東成	東小橋3-7-4	50
17	生野	生野	舍利寺1-11-14	46
18	中川	生野	中川2-4-26	31
19	生江	旭	生江3-14-13	11
20	大宮第1	旭	中宮2-22-22	55
21	鯉江	城東	今福西1-13-4	23
22	鴨野	城東	鴨野西5-3-3-100	46
23	茨田第1	鶴見	諸口5-浜6-17	50
24	阪南	阿倍野	阪南町3-26-13	32
25	北加賀屋	住之江	中加賀屋2-17-1	50
26	御崎	住之江	御崎7-2-4	49
27	住吉・住乳	住吉	帝塚山東5-9-4	47
28	苅田南	住吉	苅田9-1-12	52
29	矢田教	東住吉	矢田5-2-12	54
30	鷹合	東住吉	鷹合1-5-16	49
31	加美第2	平野	加美南1-9-45	49
32	長吉第1	平野	長吉長原東2-1-22	13
33	瓜破	平野	瓜破3-3-64	51
34	千本	西成	千本南2-11-20	52
35	松之宮	西成	旭2-7-17	21



2 大阪市の保育行政の変遷と新たな方向性

4 保育施策の「量」から「質」への転換

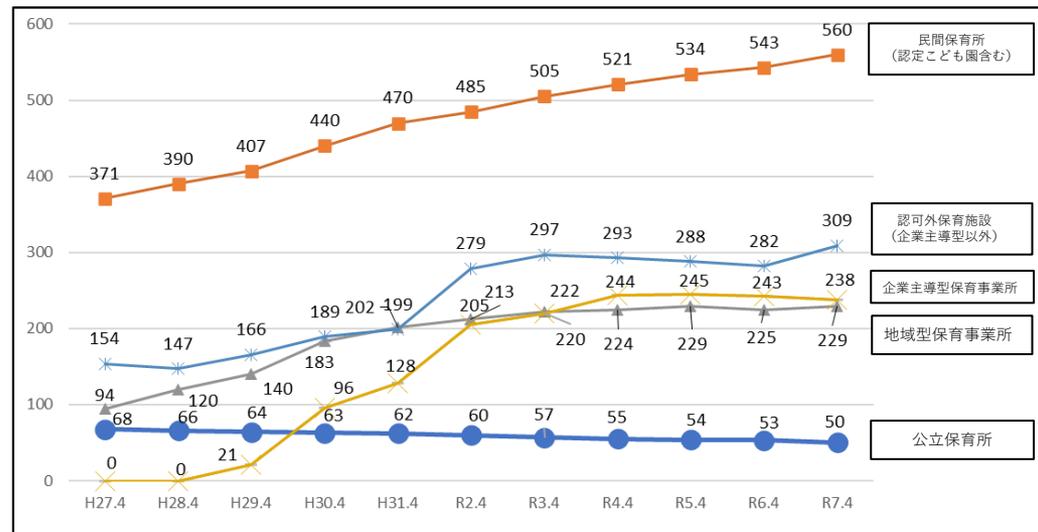
民間保育所等が増加することで、保育を必要とする児童の受け入れは進んだが、運営経験の少ない保育所等や保育経験の浅い保育士が多数在籍する保育所等が急増し、障がい児等特別な配慮が必要な児童の受け入れに必要なノウハウの支援を求める声が多く寄せられてきた。また、近年、不適切な保育や保育中の事故などが社会的に問題となり、国から度々不適切な保育の防止や安全管理に係る通知が発出されるなど、これまで以上に保育の質の向上や安全・安心な保育の確保が求められており、このような課題に対応することは本市の自治体としての責務である。

そのため、公立保育所が長年の実践で培ってきた知識や経験をもとに、各種マニュアルの作成・普及や保育所現場での実践交流等を通じて、民間保育所等に対して配慮が必要な児童の受け入れ促進に向けた支援を行うとともに、指導・監査等を実施し保育の質の向上を図っている。

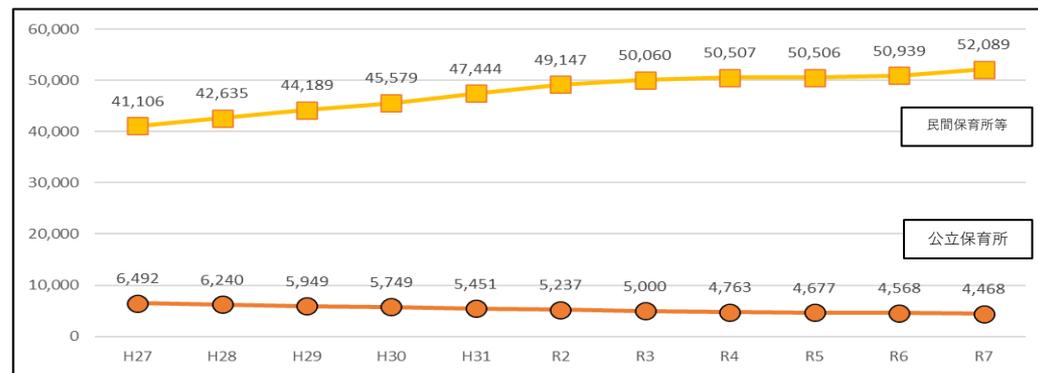
大阪市全体の保育の質の向上に向けた取り組みとしてこれらを実施していくためには、保育に係る知識や経験を有する人材が必要不可欠であり、そのような人材を育成することも直営である公立保育所が担うべき役割である。

また、令和6年12月に国が公表した「保育政策の新たな方向性」において、国の保育施策も「量」から「質」へと大きく方針転換することが示され、保育所に地域全体の子育て支援機能の強化を求められることとなったため、国の方針を踏まえ、本市においても、公立・私立が相まって取り組みを進める必要があるが、施策推進のため、公立保育所が率先して取り組んでいく。

保育所数の推移



入所児童数の推移



3 地域の子育て支援の拠点としての公立保育所

民営化の方針

○市政改革プラン（平成24年7月公表）

「民間において成立している事業は、民間に任せることを基本として、セーフティーネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、原則民間移管を推進する」

○公立保育所民営化推進計画（令和4年3月公表）

「令和12年度末までに公立保育所（直営）を35か所にすることをめざす。」

国の「保育政策の新たな方向性」（令和6年12月公表）を踏まえ

公立・私立が相まって取り組みを進める必要があるため、本市として民間保育所の取り組みを支援しつつ、公立保育所（直営）においては、残る35か所を『地域の子育て支援の拠点』と位置づけ、下記の取り組みを進めていく。

取組の柱

○地域の多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実

公立保育所では、これまで実施してきた子育て相談のノウハウを生かし、こども家庭センターとの密接な連携のもと地域子育て相談機関としての役割を担う。こども誰でも通園制度や一時預かり等を実施することにより、地域の多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実に公立保育所が取り組んでいく。

○関係機関と連携したセーフティーネットの強化

近年、虐待を受けた児童や障がい児、外国につながる児童など配慮を要する児童が増加しており、必要となる支援の内容も多様化しているため、関係機関と連携するとともに、民間保育所等における受け入れを支援し、公立民間双方のセーフティーネットとしての機能を強化していく。

○大阪市の保育施策の実践と検証、人材育成

民間保育所等を含めた大阪市全体の保育の質の向上に向けた取り組みを進めるためには、こども青少年局（保育施策や研修の企画・立案、民間保育所等への指導・監査部門）や各区の子育て支援室、こども相談センター等において保育経験・知識を有する人材が必要不可欠であり、公立保育所における保育施策の実践と検証の中で人材を育成し、その人材を活用して民間保育所等の支援につなげる。

○災害発生時に備えた福祉的機能の強化と支援体制の確保

災害発生時には、応急保育の確保に加え、代替保育への対応や一時的な福祉避難所としての活用など、福祉的機能を強化し、地域における保育の支援体制の中核的な役割を公立保育所が担っていく必要がある。

これらの取り組みを実施するための人材の確保と環境の整備が必要

4 公立保育所が担うべき機能と役割

(1) 地域の多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実

0～2歳児の半数を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な家庭環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援の強化が求められている。

そのため、地域の子育て支援を担っていくべき公立保育所においては、これまで以上に地域の現状を踏まえ、多様なニーズに応じた子育て支援サービスを充実していく必要がある。

地域子育て相談機関

現状・課題

※地域子育て支援拠点事業とは
つどいの広場・・・
子育て支援センター・・・

子育て世帯が交流できる場所の提供や子育てに関する相談援助等を行う
上記に加え、地域に出向いて地域支援活動等にも取り組む

- ・令和6年4月施行の改正児童福祉法により、妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、地域子育て相談機関の設置が市町村の努力義務とされ、本市としても保育所等を地域子育て相談機関と位置付けて、施策を進める必要がある。
- ・国は、地域子育て相談機関の設置区域については、中学校区に1か所を目安としており、本市においては、令和11年度の127か所に向け段階的に整備することとしている。

地域子育て相談機関の整備数（大阪市こども計画）

令和7年度：25か所 ⇒ 令和11年度：127か所
(段階的に整備)

- ・公立保育所においては、地域子育て支援拠点事業(※)として、子育て支援センター(13か所)とつどいの広場(9か所)を実施し、親子が気軽に集まり交流する場を提供し、子育てに悩んでいる保護者の相談に応じるなどの取り組みを行っているが、令和7年6月から、子育て支援センター全箇所を妊産婦からの相談も受け入れる地域子育て相談機関と位置付け、施策を進めている。
- ・また、すべての公立保育所において、地域のこどもたちに園庭を開放するなどの地域交流活動事業と電話による育児相談を実施している。

- 【課題】**
- ・利用者は、子育て支援センター・つどいの広場を親子の交流の場として利用している傾向が強く、身近な子育て相談の場としての認識に至っていない可能性がある。
 - ・保育所本体においては、専任の相談員がおらず、また相談スペースもない。また、電話による育児相談は利用実績が少なく、保護者の認知度が低い。

方向性

- ・子育て支援センターとつどいの広場については、子育て相談を実施していることの周知に一層努める。
- ・公立保育所本体においては、保護者に対して、地域活動交流事業や育児相談を実施していることを積極的に周知する。また、既存スペースの有効活用を図り、環境整備を行いつつ、令和8年度末までを目途に公立保育所で地域子育て相談機関としての取り組みを実施し、そのスペースがない保育所においては、建替え時に相談スペースを確保する。

	箇所数	相談件数	
○子育て支援センター・つどいの広場の相談件数	R3	23	4,631
	R4	23	5,425
	R5	23	5,505
	R6	23	6,079

4 公立保育所が担うべき機能と役割

(1) 地域の多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

現状・課題

- ・ 保育所や認定こども園等に通っていないこども（生後6か月から満3歳未満）の育ちを支援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、令和6年度よりこども誰でも通園制度の試行的事業を実施している。この事業は令和7年度に法律上制度化、令和8年度から法律に基づく新たな給付制度として一定の権利性が生じることになり、全国どの自治体でも共通で実施する必要がある。
- ・ 試行実施において、全ての区で実施できておらず、定員に対する利用率は、令和7年10月現在33.9%となっている。

実施箇所数

令和7年度（人数は令和7年10月現在）
民間保育所等：21か所（定員662名 利用者237名）
公立保育所：3か所（定員270名 利用者79名）
定員に対する利用率（公民合算）：33.9%

【課題】

- ・ この制度の実施には専用の保育室が必要だが、公立保育所は狭隘な施設が多く、大規模な施設改修をせず活用できる保育室を有する保育所は6か所しかなく、ニーズが増大しても現状ではこれ以上拡充できない。
- ・ 事業拡充にあたり、1か所あたり2名の保育士が必要になるため、新たな保育士の確保が必要。

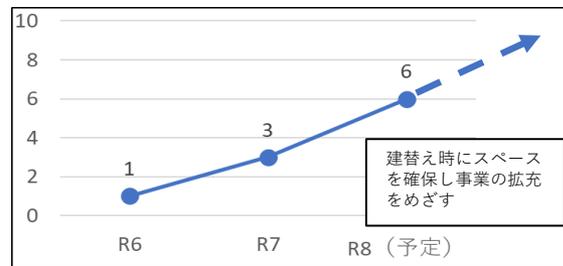
方向性

- ・ 令和7年度以降も、大規模な施設改修をせず活用できる保育室を有する6か所の保育所において、令和8年度までの実施をめざす。
- ・ 「大阪市こども計画」における必要量を充足するために、利用者のニーズや民間保育所等の実施状況を踏まえ、現在活用できる保育室を有しない公立保育所においては、建替え時に保育室を確保し、事業の拡充をめざす。

公立保育所における実施箇所数

令和6年度	1
令和7年度	3
令和8年度（予定）	6

※令和9年度以降は利用者のニーズ等を踏まえ、建替え時にスペースを確保し事業の拡充をめざす



4 公立保育所が担うべき機能と役割

(1) 地域の多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実

一時預かり事業

現状・課題

- ・一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や育児疲れ等のリフレッシュのために乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。
- ・市内全体の利用実績（公立・民間）としては、コロナ禍の影響で令和2年度、令和3年度は減少したが、令和4年度からは回復傾向にある。

実施箇所数

令和7年4月1日現在

民間保育所等：65か所

公立保育所：10か所

利用枠確保実績（公民合算）：100,864人日

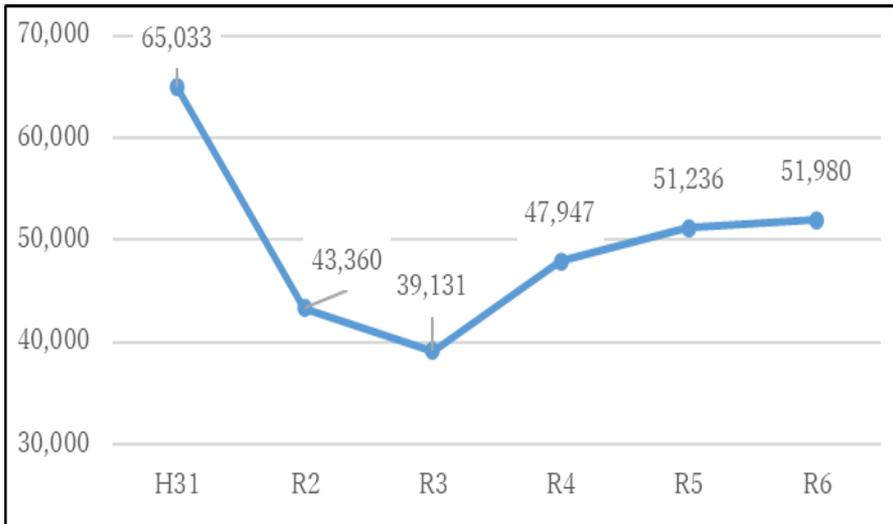
【課題】

- ・一時預かり事業を実施する場合、通常の保育室以外の保育スペースが必要となり、狭隘な公立保育所においては、新たに設置するスペースのない保育所が多い。
- ・職員配置が保育士2名必要となり、新設する場合、新たな保育士の確保が必要。
- ・保護者の相談に応じる中で発見した虐待が疑われる家庭を一時預かりの利用につなげていくなど、支援が必要な家庭に対する総合的な支援を充実させていく必要があるが、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・つどいの広場）と同一敷地内で同時実施がなされていない。

方向性

- ・建替えの際には、必要な保育スペースを確保するとともに、支援が必要な家庭に対する総合的な支援が可能となるよう、利用者のニーズを鑑みた上で、一時預かり事業と地域子育て支援拠点事業を同一敷地内で同時に実施する方向で検討し、子育て支援の充実につなげる。

利用者数（延べ人員）



4 公立保育所が担うべき機能と役割

(1) 地域の多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実

休日保育

現状・課題

- ・ 休日保育とは、保護者の就労形態の多様化にこたえ、日曜日や祝日等の休日に保育を実施するもの。
- ・ 利用実績は、コロナ禍の影響もあり令和2年度に大きく減少したが、令和3年度以降回復傾向にある。
- ・ 1か所あたりの利用者数の平均を比較すると、公立保育所の利用者の方が多い。

実施箇所数

令和7年4月1日現在

公立保育所 : 13か所

民間保育所等 : 16か所 (うち、2か所休止中)

【課題】

- ・ 従事する保育士の確保
(公立)

当該保育所においては事業を担当する保育士が確保できていない。当該保育所以外の保育所も輪番で対応しているが、輪番の頻度が増えることで保育士の負担が増している。

(民間)

休日保育を実施していると、そこで働く保育士の負担が増すことから、一般の職員募集を行っても敬遠され、保育士の確保に繋がりにくいとの声がある。

- ・ ニーズに地域性がある

公立保育所における実績を見ると、地域によってニーズに差がある。

方向性

- ・ 公立保育所においては、新たな職員体制の確保（休日対応本務職員等）に努めるとともに、輪番のあり方についても検討を行い、既存の実施箇所数の維持に努めるとともに、今後のニーズや地域偏在等も考慮しながら、効率的な実施を図る。
- ・ 民間保育所等の負担軽減に向け、補助制度の充実を図り、国に対して休日保育加算の拡充について引き続き重点要望を行っていく。
- ・ 引続き、公立・民間相まatteredの実施を継続していく。

利用者数（延べ人員）



4 公立保育所が担うべき機能と役割

(2) 関係機関と連携したセーフティーネットの強化

公立保育所は、これまでもセーフティーネットの役割として、配慮を要する児童や支援を要する家庭の児童を積極的に受け入れてきたが、近年、虐待を受けた児童や障がい児、外国につながる児童が増加しており、支援の内容も多様化している。今後も局・区役所・こども相談センター等、大阪市の他の部署とのネットワークを活用し、より一層の連携を行うとともに、民間保育所等における受け入れを支援し、公立民間双方のセーフティーネットとしての機能を強化していく必要がある。

障がい児・医療的ケアを必要とする児童

現状・課題

- ・障がい児の受け入れについては、令和7年4月現在、公立保育所100%に対して民間保育所等は75.9%、1施設当たりの受入人数についても、公立6.8人に対して民間2.7人となっている。
- ・医療的ケアを必要とする児童（以下「医療的ケア児」という。）の受け入れ促進のため、「医療的ケア児受入れに関するガイドライン」を策定し、民間保育所等に対し令和3年度から看護師の人件費助成を開始。公立保育所においても医療的ケアに対応する看護師の本務採用を行い受け入れ態勢を強化した。
- ・医療的ケア児の受け入れは、令和7年4月1日現在、公立11人・民間28人の計39人となり、ニーズは年々増加傾向にある。

障がい児の受け入れ児童数(公立・民間合計)

平成31年度：1,115人 ⇒ 令和7年度：1,927人

【課題】

- ・公立保育所では障がい児を積極的に受け入れているものの、それぞれの障がい状況に合わせた適切な支援が必要であり、多くの障がい児を受け入れている保育所では、1クラスに様々な障がいを持つ児童が在籍することにより、刺激が増え不安を感じたり、活動に集中しにくくなるなど、それぞれに支援をいきわたらせることが困難になる場合があることから公民合わせてニーズに対応する必要がある。
- ・民間保育所等においては、受け入れる保育所によりスキルやノウハウに差が生じている。
- ・障がいの程度や医療的ケアの内容により、個々の状況に応じた支援や体制づくりが必要となっている。
- ・公立保育所は狭隘な施設が多く、医療的ケアの実施や、体調不良の児童が休めるスペースがない保育所が多い。

方向性

- ・民間保育所等における障がい児の受け入れ促進に向けては、本市として障がい児の受け入れに関するスキルアップを図るための研修の実施などによる人材育成を引き続き実施していくとともに、保育士や看護師の雇用経費等の各種補助金の制度の創設・充実なども併せて検討・実施していく。
- ・また、公立保育所においては、今後も積極的な受け入れが可能となるよう、特別支援保育のスキルアップに努める。
- ・建替え時に、医療的ケアの実施や体調不良児が休めるスペース（医務室等）を整備し、感染症対策等を含めて環境改善を進め、さらなる受け入れ強化をめざす。

障がい児保育実施施設の割合

	公立	民間
平成31年度	98.4	63.3
令和2年度	100	69.5
令和3年度	100	68.6
令和4年度	100	70.3
令和5年度	100	75.0
令和6年度	100	79.1
令和7年度	100	75.9

1施設あたりの障がい児受入数

	公立	民間
平成31年度	4.3	1.7
令和2年度	4.0	2.0
令和3年度	4.9	2.0
令和4年度	6.1	2.2
令和5年度	6.4	2.5
令和6年度	6.7	2.6
令和7年度	6.8	2.7

4 公立保育所が担うべき機能と役割

(2) 関係機関と連携したセーフティーネットの強化

虐待のおそれのある児童・外国につながる児童

現状・課題

- 虐待を受ける恐れがあり見守りが必要な児童など、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の登録児童については、公立・民間相まって受け入れを行っているが、令和6年度の全入所児童における在籍率を比較すると、公立は5.7%に対して民間は2.0%となっている。
- 公立保育所は区役所やこども相談センターなどと連携しやすいという強みがあり、児童の発達状況や健診結果、家庭の情報などを共有して支援を行っている。また、公立保育所長は要対協の実務者会議に参加し、保育所のノウハウや経験を活かして助言を行っている。
- 近年、外国につながる児童が増加し、令和6年度の公立保育所の入所児童総数4,733人のうち、外国につながる児童は522人（11.0%）であり、522人のうち言語を始めとする支援を必要とする児童は361人（69.2%）となっている。

【課題】

- 民間保育所等においては、受け入れる保育所によりスキルやノウハウに差が生じている。
- 外国につながる保護者や児童への支援は言語が最も多く、翻訳機を導入して対応しているが、細やかな説明を要する時等ニュアンスを伝えることが難しい。

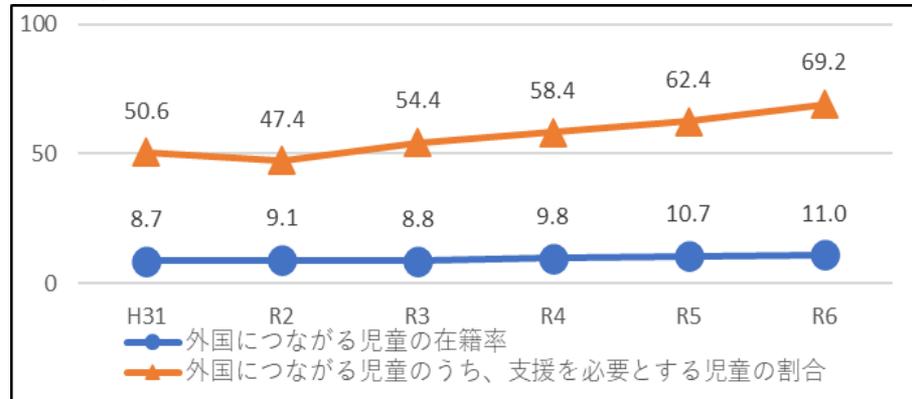
要対協の登録児童在籍率の推移（単位：%）

	公立	民間
令和2年度	5.5	2.4
令和3年度	6.5	2.1
令和4年度	6.2	2.0
令和5年度	5.9	2.0
令和6年度	5.7	2.0

方向性

- 今後も、要対協等への積極的な参画を図るとともに、児童虐待の恐れのある要対協児童の民間保育所等でのさらなる受け入れに向け、公立保育所が培ってきたノウハウやスキルを共有するため、支援方法に係るマニュアルや事例集等を民間保育所等に発信し、スキルアップを支援する。
- 外国につながる保護者や児童の対応では、正確な情報が伝わらないことにより生じる事故や、児童の不利益につながる恐れがあることから、より円滑なコミュニケーションを図ることを目的として、公立保育所においては必要に応じて入所説明会・懇談・行事・降所時等に翻訳機や通訳者の活用を行う。
- 就学に向け、保育要録（保育に関する記録）等を用いて小学校への引継ぎ・連携を丁寧に行っていく。

外国につながる児童の在籍率と支援を必要とする児童の割合（単位：%）



在籍率：4月1日現在の入所児童数と3月31日現在の登録児童数を用いて算出
 民間：民間保育所・公設置民営・認定こども園（2号・3号）・地域型保育事業で算出

4 公立保育所がめざすべき機能と役割

(3) 大阪市の保育施策の実践と検証、人材育成（大阪市全体の保育の質の向上へ）

保育施策を実施する大阪市においては、保育現場の実情やニーズを迅速かつ的確に把握し、それに応じた保育施策の企画立案に取り組んでいるが、その施策を実践し、有効性を検証する場として公立保育所の存在が不可欠である。

また、民間保育所等への指導・監査及び巡回指導・研修等の実施は大阪市の責務であり、大阪市全体の保育の質の向上に向けた取り組みとしてこれらを実施していくためには、保育経験・知識を有する人材が必要不可欠である。

今後も、公立保育所は、保育を取り巻く状況や地域の現状を分析するとともに、専門性の高い人材を育成し、状況の変化に応じた各種業務マニュアル等を作成するなど、民間保育所等を含めた大阪市全体の保育の質の向上につなげていく必要がある。

現状・課題

- ・公立保育所においては、保育実践を積み重ね、児童及び保護者へのきめ細やかな支援を行う中で、貴重なノウハウを蓄積している。
- ・そうしたノウハウをもとに、大阪市としてこどもの安全等に関する各種マニュアル（午睡時や誤嚥による事故防止、アレルギー対応、防災等）の作成や保育の検証を行い、その成果を民間保育所等に周知・普及している。
- ・民間保育所等が急増し、運営経験の少ない施設や、保育経験の浅い保育士が多数在籍する施設等から、特別な配慮が必要な児童の受け入れや保育の質の向上の取り組みに必要なノウハウの支援等を求める声が多く寄せられていることを踏まえ、民間保育所等に対し特別支援保育実践交流研修事業や事故防止の出前講座などを実施し、民間保育所等の障がい児受入促進や保育の質の向上の取り組みを強化している。
- ・区役所の子育て支援室配置の保育士においては、虐待対応を含め、幅広い子育て世帯への子育て支援業務を担っており、公立保育所において培われたスキルが、大阪市全体の子育て支援の充実につながっている。
- ・公立保育所において経験を積んだ保育士は、保育所だけでなく、局・区役所・こども相談センター等大阪市の様々な部署に配置されており、そこで保育士が携わっている業務は、保育現場における経験と知識に基づき行われるものであり、これらの人材は、公立保育所があるからこそ生み出された貴重な資源であると言える（⇒次ページ参照）。

【課題】

- ・大阪市の責務として、大阪市全体の保育の質の向上や安全・安心な保育の確保を図るためには、民間保育所等に対する支援を充実し、各施設に対して指導・監査（少なくとも年1回）ができる体制を確保する必要がある。そのためには保育士としての専門性を行政の立場でも発揮できる人材を継続して育成していかなければならない。
- ・近年、公立保育所においては、経験が浅い若手職員が増加しているため、各保育所内での人材育成に苦慮している。

方向性

- ・今後も、公立保育所において蓄積したノウハウを活かし、大阪市全体の保育の質の向上に向けた取り組みを行っていく。
- ・行政に携わる専門職としての意識の醸成に取り組み、保育の知識に加え、企画立案力、指導力、相談対応力等、高い専門性を備えた人材育成に取り組む。
- ・若手職員が増加している現状を踏まえ、階層別の研修を増やすなど、公立保育所職員の人材育成の充実を図る。

民間保育所等数（認可外保育施設を含む）

H27 619か所 ⇒ R7 1336か所（約2.2倍）

本市における保育士の業務と公立保育所の役割

保育施策の
実践・検証と
人材育成の場

公立保育所

135施設
(H15末)

↓
50施設
(R7)

↓
35施設
(R12)

係長
(所長)

係員

こども青少年局 保育所運営課

本市の保育施策の企画・立案

・子育て支援や障がい児・医療的ケア児への対応等に
係る保育施策の企画・立案、マニュアルの作成、
周知・普及等

人事異動

係員

係長

課長代理

課長

施策の
周知

こども青少年局 保育・幼児教育センター

研修の企画・立案

・本市の保育施策を踏まえた、保育士等に対
する研修の企画立案、実施

人事異動

係員

係長

課長代理

研修

こども青少年局 幼保企画課(指導担当)

民間保育所等の指導監査

・民間保育所等に対する指導監査（少なく
とも年1回）や巡回指導、出前講座の実施

人事異動

係員

係長

課長代理

指導
監査

各区保健福祉センター（子育て支援室）

子育て支援、要保護児童の支援

・子育て支援、要保護児童対策
地域協議会による要保護児童の
適切な支援等

人事異動

係員

係長

連携

こども青少年局 こども相談センター

一時保護所の入所児童の保育

・被虐待児童など、一時保護所の入所児童の
保育

人事異動

係員

係長

課長代理

民間保育所等

200施設※
(H15末)

↓
1,336施設
(R7)

※H15年度末につい
ては、届出制実施前
のため認可外保育施
設を除く。

4 公立保育所が担うべき機能と役割

(4) 災害発生時に備えた福祉的機能の強化と支援体制の確保

今後、様々な規模の風水害、地震・津波等が発生することが想定されるが、そのような中でも、深刻な被害を免れた公立保育所においては、災害の状況を踏まえて臨機応変に体制を構築しつつ、災害復旧等に従事する保護者のこどもを預かる応急保育(※1)や代替保育(※2)の実施に加え、関係機関と連携・協働し、一時的な福祉避難所(※3)としての活用など、地域における保育の支援体制の中核的な役割を積極的に担っていく必要がある。

※1 応急保育：災害復旧等に従事する保護者のこども(在籍児童)を保育 ※2 代替保育：被災した他の保育所の在籍児童を保育

※3 福祉避難所：高齢者や障がい者等、一般の避難生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所

現状・課題

- ・「大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン」を策定し、児童の安全確保を最優先としたうえで、災害時においても、施設及び施設周辺の安全確認と児童を受け入れるための職員体制の確保に努め、規模を縮小してでも可能な限り開園することを原則としている。
- ・災害時に、乳幼児のいる家庭や妊産婦に対応する福祉避難所に指定されている保育所等は、令和7年1月時点で5か所のみとなっている。

【課題】

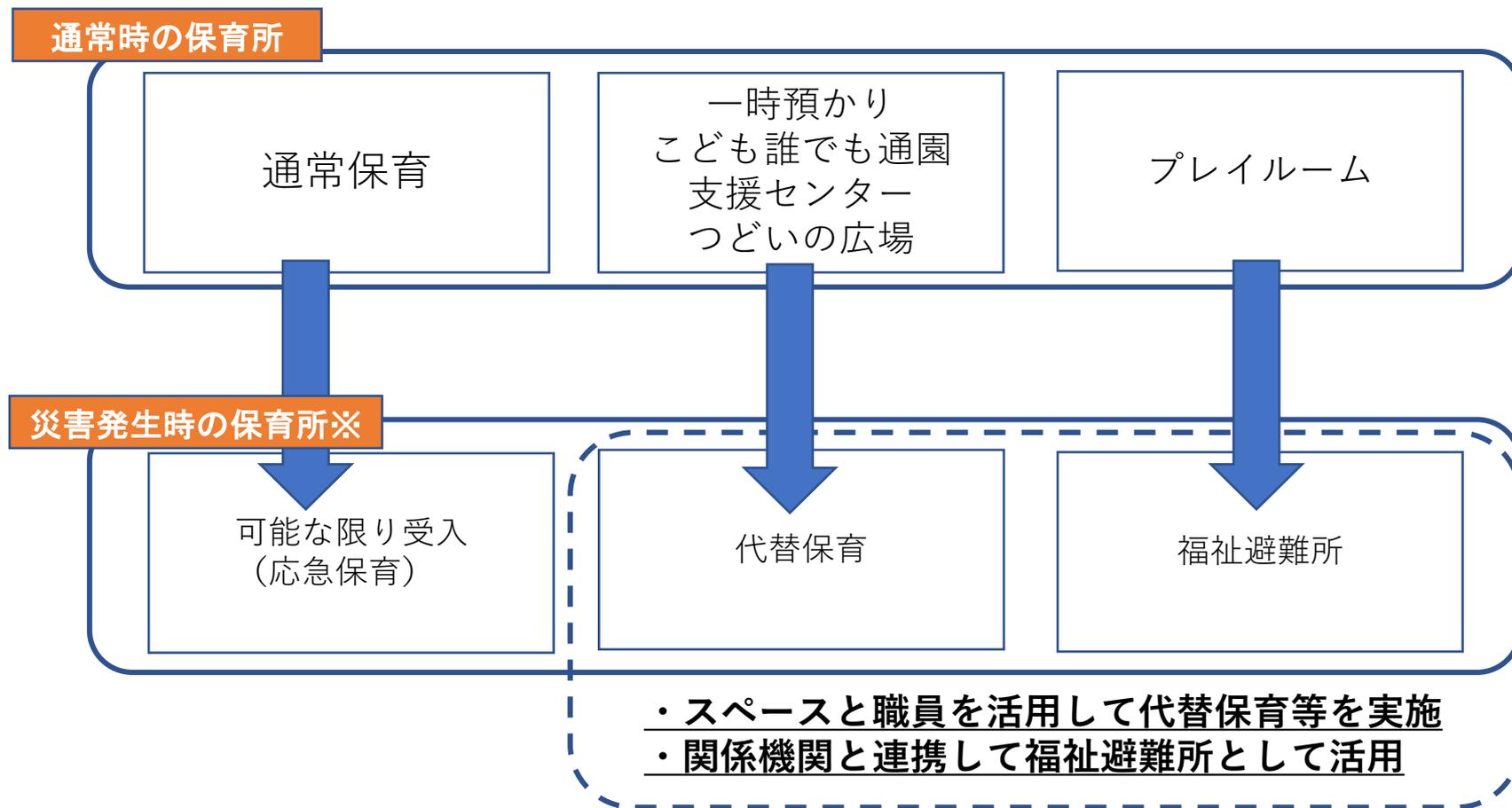
- ・水害と異なり、地震による災害は他都市と同様に、その性質上区域や規模の想定が困難であることから、その点に留意する必要がある。
- ・上記ガイドラインでは、「保育の継続が困難になった場合は、大阪市と協議のもと、代替場所を確保するなど、公立保育所と民間保育所等が相まって保育の確保に努める」と記載しているが、実際に災害が発生した場合、代替保育のスペースや職員体制の確保がどこまで可能なのか想定が困難である。
- ・福祉避難所において、避難者は昼夜通じて一定期間避難生活を行うことを想定しているが、生活スペースや備蓄品を確保するスペースのない保育所が多く、また、自所での保育をおこなないながら、避難者の支援を行うための職員体制の確保が容易ではない。

方向性

- ・公立保育所においては、災害が発生した場合、建物の被害が少なく運営可能な場合であっても、全ての児童の保育を行えないことが想定されるため、保護者に家庭保育の協力を要請して保育する児童の数を絞りつつ、災害復旧等に従事する保護者の児童を中心に、保育の必要性の高い児童を1人でも多く受け入れられるよう、迅速に応急保育の体制を整える。
- ・被害が少なく通常運営が可能な公立保育所においては、民間保育所等に率先して、特別保育室等のスペースの有効活用を図りながら代替保育等を実施する。また、定員に空きがある場合などは、その空き枠を活用し他の保育所の児童を預かることに加え、通常保育に従事していない職員(子育て支援センター・一時預かり・こども誰でも通園従事者)を活用し、確保できる職員体制の中で、可能な限りの受け入れをおこなう。さらに、現在活用できるスペースがない公立保育所は、建替え時に代替保育の実施が可能となるスペースを確保する。
- ・一時的な生活環境を確保できるスペース(プレイルーム等)を有する公立保育所においては、速やか(令和8年度末までを目標)に、福祉避難所としての役割を果たせるように、関係先との調整や環境整備、受け入れ対応マニュアルの作成を完了するとともに、建替え時には備蓄品の保管場所を含め、その機能を有するスペースを確保する。
- ・本市職員は災害発生時には、事前の動員計画に基づき召集され業務にあたることとされていることから、これまで以上に災害時の従事体制への意識の醸成を図り、応援職員の派遣が整うまで、公立保育所の職員が福祉避難所を運営できる体制を確保する。

4 公立保育所が担うべき機能と役割

通常時と災害発生時の公立保育所の役割の違い



※各保育所の施設・職員配置の状況や、被災状況に応じて臨機応変に対応する。

5 働きやすい職場環境づくり

公立保育所に求められる役割を担い続けるには、それを支える人材の確保が不可欠である。

新たな人材を確保することも重要であるが、一方で、近年課題となっている若年層の離職を減少させるためには、職員が目標をもって長く働き続ける環境づくりに引続き取り組んでいかなければならない。

施設面における環境整備、年々増加する事務作業の軽減など、長く働き続けることができる職場環境づくりを行うことが必要である。

現状・課題

- 公立保育所においては、保育以外の管理業務や事務作業が年々増加し、保育士の負担が増大していることから、業務負担を軽減するため会計年度任用職員の配置や業務のICT化等に取り組んできた。
- 令和6年度の保育士（本務職員）の定年退職を除く退職者42名のうち、20代・30代が59.5%を占めており、若年層の退職が多くなっている。
- 令和7年1月に保育士のキャリアパスにかかる職員アンケートを実施したところ、業務量が多く、難易度も高く、責任についても負担を感じているという職員が非常に多く、保育所長が係長級であるのは、その職責に見合っておらず、職務と給与についても見合っていないと考えている職員が多かった。
- また、キャリアパスの意味を理解しておらず、自分のキャリアパスについてイメージしたことがない職員が多かった。

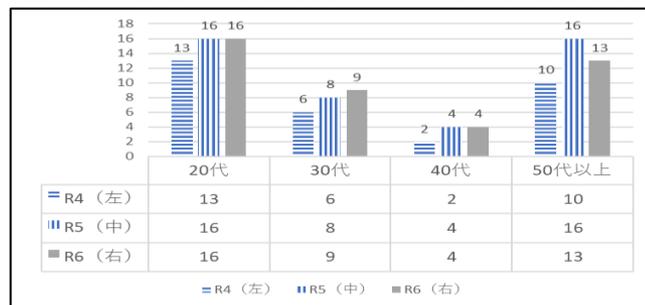
【課題】

- 今後、公立保育所で中心的な役割を担うことを期待される職員が大量に離職すれば、保育の質の維持や長年培ってきた保育の継承が困難になる。
- 民間保育所等では事務作業や保育準備、職員全体で会議を行う場所や職員の休憩室の整備が進んでいるが、公立保育所は狭隘な施設が多く、このような場所の整備も進んでいない。
- 若手職員が目標を持ち、やりがいを感じ、長く働き続けられるようなキャリアパスが構築できていない。また、職員が自身のキャリアパスについて、具体的にイメージを持つことができていない。

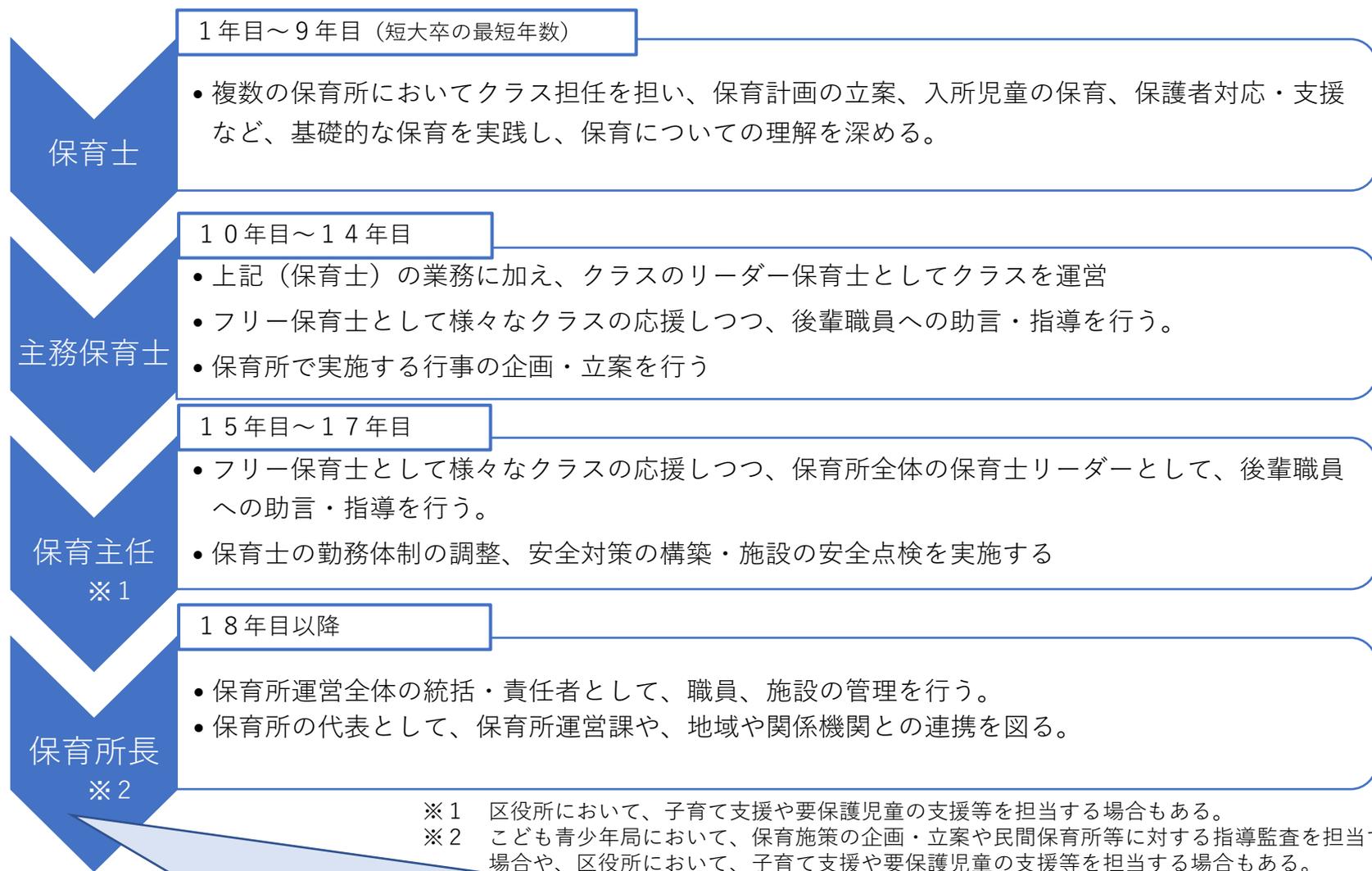
方向性

- 保育士の離職防止は保育の質の向上にもつながるため、保育士でなければできない業務とそれ以外の業務の整理や、ICT化における業務の効率化など保育士の負担軽減に一層取り組み、長く働き続けることができる環境を整備する。
- 保育所の建て替えの際は、事務作業や保育準備に集中して取り組める環境（ノンコンタクトルーム）を確保し、会議室、休憩室を設置するなど、職員の負担軽減と働きやすさに配慮した職場環境づくりを行う。
- 必要な人材を確保していくために、若手職員が目標を持ち、やりがいを感じ、長く働き続けられるようにその職務に応じた職責となるようなキャリアパスを構築する。
また、そのキャリアパスを、現場の保育士に提示し、それぞれの保育士が、自身のキャリアパスについて、具体的にイメージを持つことができるようにすることで、今後を担う職員の離職防止につなげていく。

退職者の推移（本務保育士）※定年退職者除く



本市における保育士のキャリアパス（年数は最短のイメージ） ※保育所の場合



保育所長の職務・職責の変化等に対応した魅力あるキャリアパスを構築するため、令和8年度から組織体系や保育所長の職階等の見直し（副所長の設置・保育所長の職階を課長代理級に引上げ等）を実施 ※本市人事委員会勧告で意見あり

人事委員会勧告（R7.9.30）：「保育所長の担う職責が以前に比して各段に重くなっている状況が見られる。任命権者においては、今の社会状況を踏まえ、本市保育所の組織体系や本市保育士の職階のあるべき姿について検討し、現状に見合った適切な運営体制を構築されたい。」

6 機能と役割を果たせる施設環境の整備

全体の8割が築45年以上である施設状況にあって、これから担うべき機能と役割を果たしていくことが困難となっている公立保育所が「地域の子育て支援の拠点」として機能していくため、施設整備を計画的に行っていく必要がある。

現状・課題

- ・国は、保育所に、保育所利用者にとどまらない、すべてのこどもと子育て家庭への支援を行う役割・機能を求めている。
- ・民間保育所と比較しても、保護者との相談室、男性保育士の更衣室がないなど、保育環境、労働環境に著しい違いが生じている。
- ・公立保育所は、その多くが昭和40～50年代に建築され、令和7年4月時点で50か所ある直営保育所のうち、築45年以上の建物が41か所あり、施設の老朽化が進行しているが、保育室数に余裕がなく、保育所は毎日保育を行っているため長期休業できず、保育室や調理室などの根本的な改修工事の実施は困難である。
その結果、以下のとおり保育現場の負担が増している。
 - ・天井からの雨漏りや壁の塗装剥がれ、床のささくれや木製扉が外れるなどが生じ、保育士はその都度応急的に補修している。
 - ・外廊下であることから、テラスや外廊下に雨が吹き込み、児童が裸足で歩いて保育室に砂が入るたびに、保育士が清掃に追われている。また、砂埃が室内に入り、喘息等呼吸器疾患のある児童への健康上の配慮が必要。
 - ・配管の詰まりや腐食の影響で、水が出なかったり、汚水が溢れ出ることもある。

【課題】

- ・現在の施設では、今日公立保育所に求められている機能や役割を担えず、かつ相談室や療養室など必要な機能がないことから、保育所利用者が求めるニーズに対応できず、老朽化が進行していることから早期の環境改善が必要である。

- ・築65年以上の長寿命化方針(※)を維持しようとしても、保育所は長期休業できず、大規模改修が困難である。
- ・本市の公立保育所は建築年度に偏り（築50年以上：54%）があることから、築年数に合わせて建替えると一時期に建替えが集中し、費用負担及び業務量が増大する。

※ （出典）大阪市児童福祉施設等維持管理計画【個別施設計画】

方向性

- ・公立保育所に求められる機能と役割への対応や早期の環境改善を最優先する観点から建替えが必要な保育所の検討を行うこととし、建替時期の平準化も考慮しながら直営保育所として残る35か所の建替計画を策定する。

○公立保育所の建替えに係る基本的な方針

- ・建替え時期が集中しないよう、事業量及び経費負担の平準化を図る。
- ・複合化について、保育所の特性上、関係者以外立ち入り禁止の制限や設置場所（1階部分・所庭の確保）等の条件を満たすことができる場合は、複合化も検討する。

○公立保育所の建替手法

- ・建替順について、築年数の古い保育所からを原則とするが、本ビジョンに基づく機能と役割を踏まえ、地域バランスや建替用地の確保状況、建替時期の平準化を考慮しながら、市全体として公立保育所に求められる機能と役割を効率的に果たしていけるように取り組む。
- ・建替えにあたり、市費負担の軽減のため、PFIなど官民連携も1つの手法であり、複数の保育所建替えを一括発注する等の工夫によりその活用の可能性を広げる。

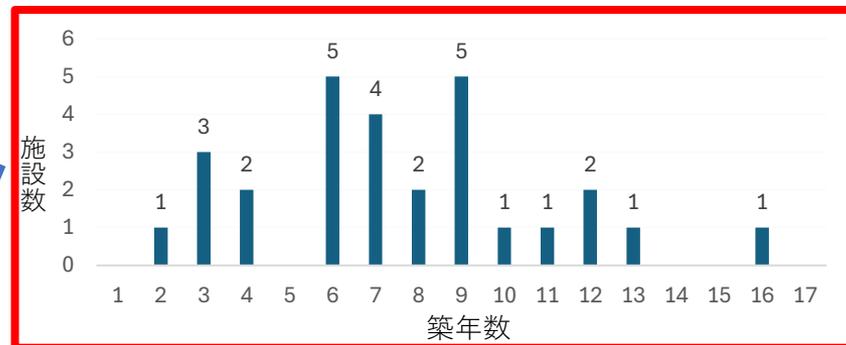
6 機能と役割を果たせる施設環境の整備

直営保育所50か所の築年数
(令和7年4月)

築年数	箇所数
50年以上	27
45年～49年	14※
45年未満	9

公立保育所として残る直営保育所
35か所の築年数 (令和7年4月)

築年数	箇所数
50年以上	17
45年～49年	11※
45年未満	7



築年数45年以上が28施設
建替え時期が集中



事業量及び経費負担の平準化が必要

老朽化による影響

天井劣化による影響



雨漏りが発生

木製扉の不具合



扉が外れる
鍵の解錠・施錠が困難

衛生設備(配管)の不具合



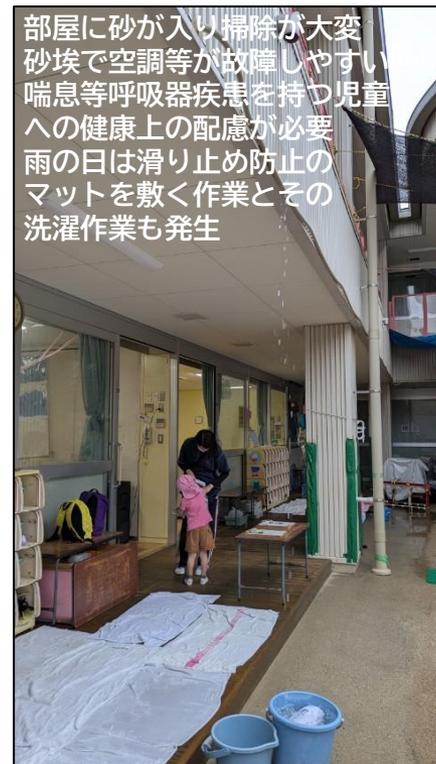
漏水や詰まり等が発生

床の不具合



ささくれや亀裂・膨張
シロアリの発生

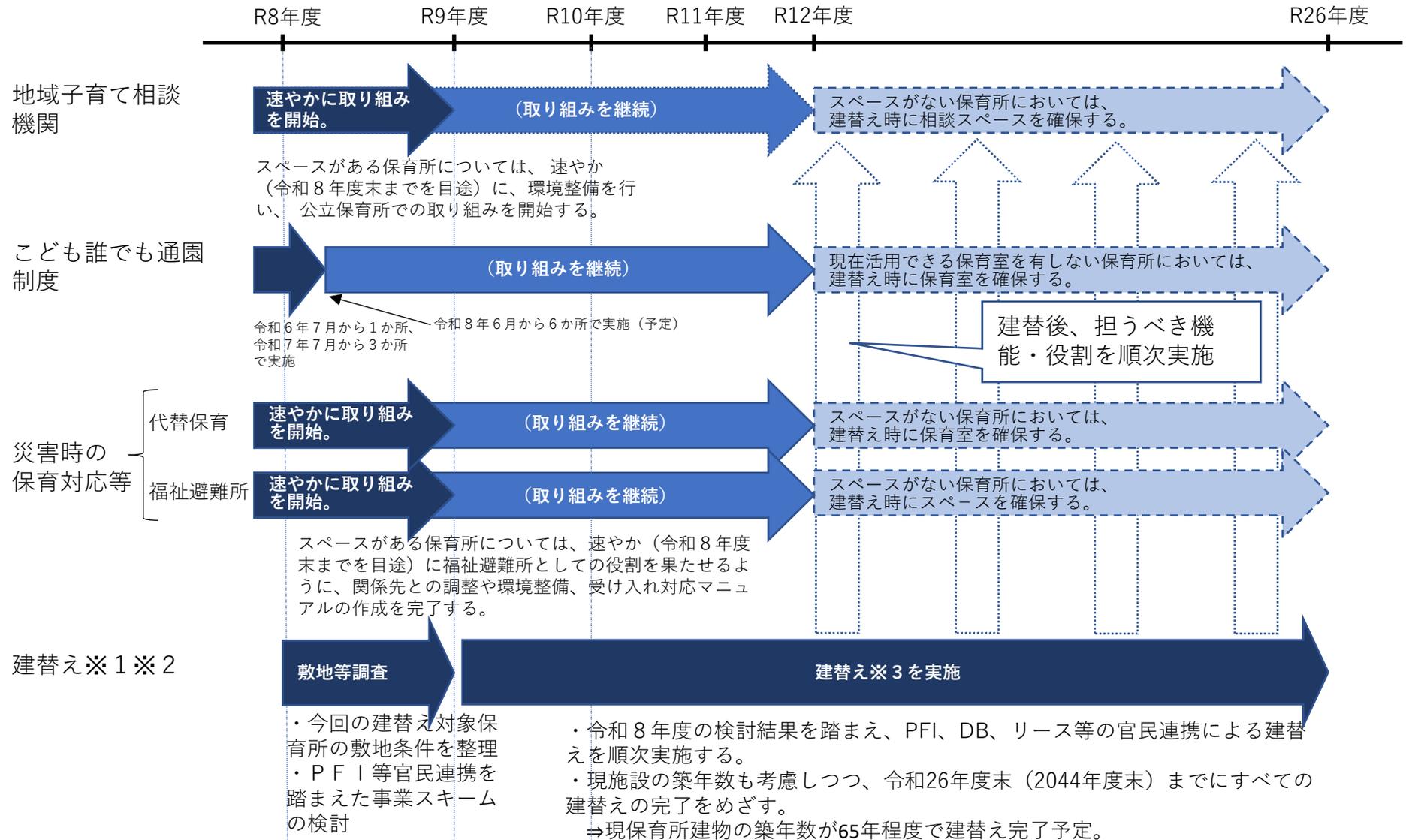
外廊下による影響



部屋に砂が入り掃除が大変
砂埃で空調等が故障しやすい
喘息等呼吸器疾患を持つ児童
への健康上の配慮が必要
雨の日は滑り止め防止の
マットを敷く作業とその
洗濯作業も発生

7 スケジュール

「関係機関と連携したセーフティネットの強化」や「大阪市の保育施策の実践と検証、人材育成」など、取り組みの条件が整っているものについては、速やかに取り組みを進め、新規事項でスペース等の課題がある取り組みについては下記のとおりとする。



- ※1 築年数が45年以上経過している28施設のうち、区画整理による建替えを実施している三国保育所と、市営住宅下にある3保育所（大正、西大道、鳴野）を除く24施設を対象として作成しており、将来的には35か所全ての建替えを実施予定。
- ※2 アセットマネジメントの観点から踏まえ、個別に複合化の可否を検討。
- ※3 スキームの決定、事業者選定、設計、工事等